

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

*付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額または一部免除となります。

納付猶予申請

50歳(平成28年6月までは30歳)未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

▷過去2年までさかのぼって免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)までさかのぼって免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、速やかに申請してください。

▷納付、全額免除、一部免除、納付猶予、未納とは

	老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	老齢基礎年金額の計算に…
納付	含まれる	含まれる
全額免除	含まれる	含まれる *1
一部免除	含まれる *2	含まれる *1,2
納付猶予(学生納付特例)	含まれる	含まれない
未納	含まれない	含まれない

(*1)保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下の通りとなります(カッコ内は平成21年3月までの免除期間)。

全額免除の場合………2分の1(3分の1)

4分の3免除の場合…8分の5(2分の1)

半額免除の場合………4分の3(3分の2)

4分の1免除の場合…8分の7(6分の5)

(*2)一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

▷保険料の追納について

10年以内であれば免除等を受けた期間の保険料(当時の保険料に一定額が加算)をさかのぼって納め、将来受け取る年金額を増やすことが可能です。

平成31(令和元)年度 男女共同参画講座

子どもの苦手を発見!! 家族の絆が発展!! ビジョントレーニング体験!!

お子さんが頑張りたいと感じていること、苦手を感じていることを親子体験を通して発見し、家族みんなと一緒にビジョントレーニングに取り組んでみませんか。

例えば

- ・勉強、スポーツで能力アップしたい
- ・本を読んでいるときに文字や行を飛ばしてしまう
- ・文字を均等な間隔で書けない、枠からはみ出したりする
- ・黒板の文字をノートに写すのが遅い
- ・集中力が続かない、読解力が低い
- ・コミュニケーションが苦手
- ・球技が得意になりたい

能力アップのためのビジョントレーニング

ビジョンとは視覚機能のことをいいます。五感の中で情報収集に一番多く使われています。視力は視覚機能の3%でしかありません。

視覚は子どもの発達に大きく関わっています。目の体操や、目と手、目と身体を連動させたトレーニングをすることで、学習能力や、運動能力、コミュニケーション能力までアップする可能性があります。

日時…7月28日(日) 10:00~12:00(受付…9:45~)

場所…中央公民館 1階 大ホール

対象…五所川原市民、親子参加(お子さん数名に保護者1名でも可)

対象学年…年中~小学6年生 定員…先着20組

講師…トータルビジョントレーニング協会代表 千葉敦子さん

持ち物…内履き、飲み物、汗拭きタオル

*動きやすい服装で来てください

申込方法…企画課男女共同参画室へ電話でお申し込みいただくか、市ホームページから申込書をダウンロードし、FAX、メールにより必要事項をご記入の上、送信してください。

申込期限…7月19日(金)まで

- *無料託児あります(先着5名まで)。
- *対象は1歳半~就学前までのお子さんです。
- *飲み物、着替えをご用意ください。
- *託児希望の方は7月12日(金)までにお知らせください。

問・申込先…企画課男女共同参画室 内線2238

